

# 山梨県公報

第千四百十六号

平成十五年

九月十八日

木曜日

## 公告

みさき薬局小都留  
みさき薬局西桂

都留市上谷千四百四十六番地二  
南都留郡西桂町下暮地尾尻二百一番地一

## 目次

### 告示

結核予防法に基づく医療機関の指定……………五八三

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五八三

大規模小売店舗の新設に関する届出……………五八三

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)……………五八四

公共測量の実施……………五八六

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五八六

### 監査委員

監査の結果に基づく措置状況……………五八六

### 公安委員会

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………五八六

遊技機の型式の検定……………五八七

## 告示

### 山梨県告示第四百五十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年九月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
すみれ薬局玉穂店	中巨摩郡玉穂町成島二千四百四十三番地一
みさき薬局都留	都留市中央一丁目二番二十一号

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年九月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 申請のあった年月日 平成十五年九月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 敷島棚田等農耕文化保存協会

2 代表者の氏名 堀内克一

3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡敷島町中下条六百二十二番地五

4 定款に記載された目的

この法人は、日本の原風景であり、日本の農耕文化の原点とも言える棚田を始めとした農耕景観、並びに農業に関わる文化遺産の再生、保存、活用を行う為に、広く市民の参加を求めつつ社会貢献の諸活動を行い、今崩壊しようとしている農山村の再生、発展と地域振興に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十五年九月一日から同年十一月一日まで

### ● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、第六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年一月十八日まで縦覧に供する。

平成十五年九月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社Jマート 代表取締役 宮前享	東京都三鷹市野崎一丁目二十番二十号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 Jマート河口湖店

(二) 所在地 南都留郡河口湖町船津字南八津四千九百十番及び富士吉田市新倉字流

二千七百二十九番

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社Jマート 代表取締役 宮前享	東京都三鷹市野崎一丁目二十番二十号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年五月二十三日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七千七百四十八・三五平方メートル

三 届出年月日

平成十五年九月三日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年九月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十五年八月四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 名称 根津左官工業

2 主たる営業所の所在地 東山梨郡牧丘町窪平百九十六番地

3 代表者の氏名 根津正成

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第三六三三号

四 処分の内容 左官工業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十五年七月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した

旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年九月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十五年八月四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 ヤマシントーヨー住器株式会社

2 主たる営業所の所在地 塩山市小屋敷百三十六番地

3 清算人の氏名 新谷金也

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第五四二六号

四 処分の内容 土木工業、建築工業、及び土工工業、石工工業、鋼構造物工

事業、ほ装工業、建具工業及び水道施設工業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十五年七月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年九月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十五年八月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社川崎建設

2 主たる営業所の所在地 南アルプス市小笠原五百十番地十一

3 代表者の氏名 川崎亨

三 許可番号 山梨県知事許可（特 一四）第一〇一七号

四 処分の内容 造園工業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十五年八月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律  
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年九月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年八月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 杉の木建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡大泉村谷戸千八百七番地
- 3 代表者の氏名 平井弘義
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第六八四一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及びしゅんせつ工事業に  
係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十五年八月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した  
旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律  
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年九月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年八月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 株式会社ヤマケン
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市有野四千四百五十番地
- 3 代表者の氏名 山本幸子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第八五九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工  
事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十五年八月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止し  
た旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律  
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年九月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年八月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 株式会社山雄
- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡玉穂町一丁目千八十五番地
- 3 代表者の氏名 小田切常雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第八二九〇号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十五年八月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止し  
た旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律  
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年九月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年八月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 株式会社斉藤エンジニアリング
- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡竜王町竜王千五百五十九番地二
- 3 代表者の氏名 齋藤静
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第六六九二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事  
業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般  
建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十五年八月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止し  
た旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律  
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年九月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年八月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社河野組
  - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡八代町竹居千四百八十四番地三
  - 3 代表者の氏名 河野友昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一一)第六〇八九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年八月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十五年九月五日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十五年九月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 一級水準測量
- 二 作業期間 平成十五年十月二十三日から平成十六年三月二十五日まで
- 三 作業地域 甲府市、東八代郡石和町並びに中巨摩郡竜王町、玉穂町、昭和町及び田富町

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年九月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
中巨摩郡玉穂町成島字中田一三〇六の二、一三〇六の三、一三〇六の六及び一三〇六の七
- 二 公共施設の種類の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類	位置及び区域
------------	--------

道路 次図のとおり

(「次図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び玉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡玉穂町下河東五百二十番地 有限会社中澤自動車 代表取締役 中澤恒

監査委員

山梨県監査委員告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十五年九月十八日

山梨県監査委員	勝 敏 夫
同	早 川 正 秋
同	奥 秋 恵 次
同	竹 越 久 高

○障害者相談所

- 1 監査執行年月日 平成15年5月27日
- 2 監査対象期間 平成14年度
- 3 指摘事項 補装具の製作・修理委託費の収入事務について、著しく不適切な処理があった。
- 4 講じた措置 現在は、不適切な事務処理がないよう注意し、会計規則に基づき、適正に執行している。  
また、今後こうした事態が発生しないよう、再発防止策を講じ徹底していく。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第八号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年九月十八日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三南甲府警察署の部昭和国母交番の項中、「中巨摩郡昭和町西条第一土地区画整理事業地内保留地八街区二画地」を、「中巨摩郡昭和町西条五一〇四」に、「四二四七」を、「五四〇九」に改め、同表鯉沢警察署の部五開警察官駐在所の項中、「南巨摩郡鯉沢町箱原四三一」を、「南巨摩郡鯉沢町五六三九の六〇」に改め、同部都川連絡所の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年九月十七日までとする。  
平成十五年九月十八日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は輸業者名	
株式会社ロデオ 代表取締役 小宮隆 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	ジェット セットラ ジオ	株式会社 ロデオ	三四〇五六二
株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博 愛知県名古屋市中区大幸一丁目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表	CRびつくりマシン SP	株式会社 銀座	三〇〇四九四

株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博 愛知県名古屋市中区大幸一丁目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRけろけろ つびNK 2	株式会社 銀座	三〇〇五七四
株式会社バルテック 代表取締役 中野純弘 大阪府大阪市北区本庄東一丁目一番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五） 第一種特別電動役物	ハイエナ	株式会社 バルテック	三四〇五六八
株式会社バイオニア 代表取締役 野口三次 大阪府東大阪市長田中一丁目四番六号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五） 第一種特別電動役物	オキオウ 30	株式会社 バイオニア	三四〇四五五
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRファイバー レンズK X	株式会社 三共	三〇〇六四八
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表	CRファイバー レンズR X	株式会社 三共	三〇〇六一八

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	第二 第一種特別電 動役物	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	ファイバ ーフレ ン ズDX	株式会社 三共	三〇〇六五九
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁四 番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	シヨウキ ンクピ S	株式会社 ネット	三四〇五七二	
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁四 番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	スーパ ーブラ ック ジャッ ク S777	株式会 社 ネット	三四〇五七五	
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁四 番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	チバリ ヨ オキナ ワ S30	株式会 社 ネット	三四〇五七三	